令和6年度青森市民ホールギャラリー公共空間利用拡大実証実験実施要項

1 施設の概要

リンクモア平安閣市民ホール (青森市民ホール) 1 F ギャラリー 面積 111.68 ㎡ 〒030-0801 青森市柳川 1 丁目 2 番 1 4 号



2 使用目的

絵画、彫刻、書道、写真、華道、デザイン、工芸及び手芸等に類するものに限る。

3 実施期間

令和6年4月26日(金)から令和7年3月31日(月)のうち、教育委員会が指定する期

- ・利用単位は1日とする。
- ・休館日(毎月第3月曜日(休日にあたるときはその翌日))は使用できない。
- ・使用時間は9時から22時まで(展覧会等の準備の時間及び撤収の時間も含まれる)。

4 使用料(前納)

①青森市民美術展示館のギャラリーを使用しない場合:4,700円/日

 ②
 " 1室使用した場合:3,995円/日(15%引)

 ③
 " 2室使用した場合:3,760円/日(20%引)

 ④
 " 3室使用した場合:3,525円/日(25%引)

 ⑤
 " 4室使用した場合:3,290円/日(30%引)

5 使用についての流れ

①仮予約

(1) 令和6年4月26日(金)~令和7年6月30日(日)

原則として、利用希望日1か月前までに、青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課(Tol. 017-718-1432)で受付(電話又は窓口、原則として先着順)。

(2) 令和6年7月1日(月) ~令和7年3月31日(月)

原則として、利用希望日1か月前までに、青森市民美術展示館(EL017-773-1770)で受付(電話又は窓口、原則として先着順)。

②受付

利用希望日20日前までに下記書類を提出。

- 行政財産使用許可申請書
- ・税情報確認同意書(市税等に滞納がある場合は使用不可)
- ・展覧会・行事等の概要がわかるもの(事業計画書など)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るチェック表
- ③審查、使用承認

申請者に行政財産使用許可書、納入通知書を交付。

④使用料納入

期日までに金融機関で使用料を納入

⑤施設職員との事前協議

期日までに展示内容、レイアウト等について施設職員と協議

6 貸出可能な備品

- ・ピクチャレール用ワイヤー 30本
- ・白い衝立 1800mm×900mm 16 枚
- ・パネル(ひも付き) 19枚(A1サイズ)
- ・イーゼル 7個
- ・衝立にパネルを取り付けるための画鋲、釘
- 脚立

7 原状回復の義務

使用終了後、あるいは使用停止、使用取消しを受けたときは、速やかに施設を原状に復し、 搬入したものは撤去すること(詳細は施設職員へ相談すること)。

8 施設使用にあたっての注意事項

- ①使用日当日
 - ・使用日当日は当施設職員へ行政財産使用許可書を提示すること。
 - ・当施設の使用許可を受けた使用者は、許可を受けた目的以外に使用することはできない。
 - ・使用についての変更、取消しなどの場合は、直ちに連絡して当施設職員の指示に従うこ と。
 - ・使用に関する規定や職員の指示が守れないときは、使用を断り、また許可を取り消すことがある。
 - ・当施設内での飲食は禁止とする。

②展示

- ・展示作品の容積は、施設備品等に汚損、毀損を加えない程度の運搬可能な範囲とし、その重量は床面積1平方メートルあたり 200kg 以下とする。
- ・次に該当する作品は展示できない。
 - ▶ 天井より直接つり下げる作品、または飾り付け
 - ▷ 不快音、高音を発する仕掛けのある作品
 - ▷ 悪臭を発するもの、裸火を使用するもの
 - ▷ 不快感を与えたり、危害を及ぼすおそれがあると認められる作品
 - ▷ 施設備品を傷つけたり、汚染するおそれがあると認められる作品
 - ▶ 陳列区画が明確でないため、管理上支障がある作品
 - ▷ その他、施設管理者が不適当と判断した作品
- ・搬入期日前に当施設あてに作品を送付しないこと。
- ・展示、陳列作業については次のことに注意すること。
- ▷ 作品は、原則として3段掛け以上の陳列をしないこと。
- ▷ 作品の陳列及び受付場所を設置するときは、非常口、防火ドア、避難誘導灯及び消火 栓などに注意して配置すること。
- ▷ 隣接する授乳室は、使用者以外も利用することがあるため、授乳室までの動線に配慮 すること。
- ▷ ポスターなどの掲示は、当施設職員の指示に従うこと。
- ▶ 22時までに確実に作業を終了すること。(搬出作業の場合も同じ)
- ▷ 当施設使用許可期間以外での展示作品の保管は不可。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策を徹底すること。

③使用前の準備

- ・もぎり員、案内員、場内外整理員などは、使用者で手配すること。
- ・展示等の看板、事務用品などは使用者で用意すること。
- ・開催に際して混雑が予想される時は、整理員を配置し、事故のないように十分注意する こと。

④交通管理の徹底

・展示で使用するために持ち込む展示作品等の搬入・搬出及び多数の入場者が見込まれる 展示等に使用する使用者は、使用者の責務において近隣周辺の交通渋滞等を引き起こさ ないための交通管理を徹底すること。

⑤権利譲渡の禁止

・使用者がその権利を譲渡又は転貸することを禁止する。